

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成19年度一般会計歳入歳出決算書外の印刷製本	松脇 達朗 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.11.4	(独)国立印刷局	会計法第29条の3第4項	3,965,891	3,965,891	100.0%		平成19年度一般会計歳入歳出決算書外の印刷物については、「財政法第40条」によって国会に提出することとなっている。これらの印刷物を発行しているのは独立行政法人国立印刷局が唯一の機関であり、競争を許さないことから随意契約を締結するものである。	6	
「平成20年度一般会計補正予算書(第2号)」外	松脇 達朗 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.11.28	(独)国立印刷局	会計法第29条の3第4項	3,378,215	3,378,215	100.0%		平成20年度一般会計補正予算書(第2号)外の印刷物については、「財政法第28条」により国会に提出することとなっている。次期通常国会前に発行しているのは独立行政法人が唯一の機関であり、競争を許さないことから随意契約を締結するものである。	6	
平成21年度一般会計予算書外の購入	松脇 達朗 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.12.12	(独)国立印刷局	会計法第29条の3第4項	11,420,278	11,420,278	100.0%		平成21年度一般会計予算書外の印刷物については、「財政法第28条」により国会に提出することとなっている。次期通常国会開会前に発行しているのは独立行政法人が唯一の機関であり、競争を許さないことから随意契約を締結するものである。	6	
平成20年度 一級河川雲出川水系中村川改修に伴う近鉄新中村川橋梁(連絡線)改築等工事(その1)	横森 源治 中部地方整備局三重河川国道事務所 津市広明町297	H20.10.1	近畿日本鉄道(株)	会計法第29条の3第4項	500,000,000	500,000,000	100.0%		「一級河川雲出川水系中村川改修に伴う近鉄新中村川橋梁(連絡線)改築の施行に関する協定」に基づき委託するものである。	19	
平成20年度中部地方整備局管内道路管理データベース更新業務	佐藤 直良 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	H20.10.29	(財)道路保全技術センター	会計法第29条の3第4項	188,905,500	185,325,000	98.1%		本業務は、直轄国道の道路施設に関する各種施設情報・履歴情報を蓄積している道路管理データベースシステムについて、毎年発生する新規データと既存の蓄積データを連動させ、本システムを常に最新版に更新させる物である。本業務で使用する道路管理データベースシステムは、道路施設に関する70項主役4,500項目にわたるデータが登録しており、道路に関する各種緒元や道路を構成する構造物、附属物など各道路施設の情報を収録しており、現在の道路管理には必要不可欠なシステムである。本システムは、(財)道路保全技術センターが自主開発し、所有権を保有しており、中部地方整備局が管理する道路の過去における各種道路施設データを蓄積していること、道路の修繕、改良や道路の新設などにより作成される新たなデータと既存データを的確に関連づけられ、総合的かつ一体的に運用することが出来ること、そのデータをWEB版で提供を受けることが出来る唯一のシステムである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成20年度 デジタル道路地図データベース更新業務	佐藤 直良 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	H20.11.10	(財)日本デジタル道路地図協会	会計法第29条の3第4項	36,907,500	36,540,000	99.0%		本業務は、中部地方整備局管内における各種道路管理上必要不可欠であるデジタル道路地図データベースを、平成20年4月から平成21年3月までに開通を予定している新規供用路線や道路改良等が実施される箇所について、平成19年度版を基に、平成20年度版として年次更新するものである。 本業の遂行にあたっては、最新のデジタル道路地図データベースとの整合性・統一性を図るため、全国デジタル道路地図データベース仕様、道路管理関係デジタル道路地図データベース仕様、特管用デジタル道路地図データベース仕様及びVICSリンク世代管理テーブルデータ仕様に基づき更新する必要がある。 デジタル道路地図データベースに関する仕様の著作権は、財団法人日本デジタル道路地図協会が有しており、本業務を遂行するために必要な要件を備えた唯一の契約対象機関であり、上記法人を随意契約するものである。	19	
東海道本線西小坂井・愛知御津間299km940m付近佐脇こ線橋(仮称)新設に係る設計検討	高井 嘉親 中部地方整備局名四国道事務所 名古屋市瑞穂区神穂町5-3	H20.11.17	東海旅客鉄道(株)	会計法第29条の3第4項	9,240,000	9,240,000	100.0%		「東海道本線西小坂井・愛知御津間299km940m付近佐脇こ線橋(仮称)新設の施行に関する協定」に基づき委託するものである。	19	
平成20年度高山国道道路情報放送業務	鈴木 学 中部地方整備局高山国道事務所 高山市上岡本町7-425	H20.12.12	(株)飛騨高山テレ・エフエム	会計法第29条の3第4項	1,533,000	1,487,850	97.1%		本業務は、建設事業の広報活動を飛騨地域の生活情報等に精通しているメディアを通して定期的に行うものであり、建設事業に対する地域住民の理解を深め、効率の良い事業展開に資することを目的として行うものである。 本業務は、飛騨地域住民に事業展開等の情報を広報するものであるが、地域密着型のメディアがふさわしく、且つ、緊急情報の対応等についてもすみやかに対応できる地理的優位性が求められる。 株式会社飛騨高山テレ・エフエムは、高山市を中心とした飛騨地域唯一のコミュニティ放送局で、午前6時から午前0時までの放送を毎日行っており、緊急情報を随時放送することができる。また、放送局が高山市内にあり、地理的な優位性もあり、この業務を遂行できるのは、株式会社飛騨高山テレ・エフエムの他にない。	19	
平成20年度 一般国道302号及び都市計画道路守山本通線と名古屋鉄道瀬戸線との立体交差事業に伴う高架化工事	渥美 智康 中部地方整備局愛知国道事務所 名古屋市千種区池下町2-62	H20.12.26	名古屋鉄道(株)	会計法第29条の3第4項	63,000,000	63,000,000	100.0%		「一般国道302号及び都市計画道路守山本通線と名古屋鉄道瀬戸線との立体交差事業の施行に関する協定」「同覚書」に基づき委託するものである。	19	
平成20年度 単価契約丸山ダム流木処理	山本 孝之 中部地方整備局丸山ダム管理所 岐阜県加茂郡八百津町鞆の巣1422-5	H21.1.26	東濃ひのき製品流通協同組合	会計法第29条の3第4項	2,587,200	2,587,200	100.0%		本業務で処理を行うダムごみ(流木)については一般廃棄物に該当し、下記法律等の規定により、本業務施工区域では上記業者のみが許可されている。 ・廃棄物の清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条2項 ・廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則31号(昭和61年) したがって、八百津町において一般廃棄物(流木)の廃棄処理が実施出来る業者は、上記以外にない。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成20年度 単価契約丸山ダムじん芥木運搬	山本 孝之 中部地方整備局丸山ダム管理所 岐阜県加茂郡八百津町鵜の巣1422-5	H21.1.28	(株)橋本	会計法第29条の3第4項	1,843,905	1,843,905	100.0%		本業務で収集・運搬を行うダムごみ(流木・可燃ゴミ・不燃ゴミ)については一般廃棄物に該当し、下記法律等の規定により、本業務施工区域では上記業者のみが許可されている。 ・廃棄物の清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条2項 ・廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則31号(昭和61年) したがって、八百津町において一般廃棄物(流木・可燃ゴミ・不燃ゴミ)の収集・運搬を実施出来る業者は、上記以外にない。	19	
平成20年度 国道22号道路改良事業	高橋 敏彦 中部地方整備局名古屋国道事務所 名古屋瑞穂区鍵田町2-30	H21.1.30	名古屋高速道路公社	会計法第29条の3第4項	285,333,300	285,333,300	100.0%		「国道22号道路改良事業の施行に関する協定」に基づき委託するものである。	19	
平成20年度 木曾三川公園浄化槽汚泥引抜作業	浅野 和広 中部地方整備局木曾川下流河川事務所 桑名市大字福島465	H21.1.30	(株)日本環境管理センター	会計法第29条の3第4項	3,339,000	3,339,000	100.0%		本業務は、岐阜県海津市内の国営木曾三川公園センター北ゾーン・南ゾーン及びアクアワールド水郷パークセンターの浄化槽の汚泥の抜き取り及び浄化槽清掃及び汚泥移動作業をするものであるが、浄化槽法にもとづき当該作業区域を管轄する海津市において汚泥収集の許可を受けているのは(株)日本環境管理センターしかない。 よって(株)日本環境管理センターと随意契約するものである。	19	
平成20年度 四国地方整備局管内交通事故分析データ作成業務	木村 昌司四国地方整備局香川県高松市サンポート3-33	H20.12.4	(財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区麴町六丁目6番地	予算決算会計令第29条の3第4項	9,660,000	9,565,500	99.0%		法令の規定により契約の相手方が当財団に定められているため。	1	
平成20年度 デジタル道路地図データベース更新業務	木村 昌司四国地方整備局香川県高松市サンポート3-34	H20.10.17	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1丁目3番13号	予算決算会計令第29条の3第4項	15,498,000	15,330,000	98.9%		本業務で使用するデジタル地図データベースシステムは、当財団が著作権者人格権を有していること、著作権は共有著作権として国土交通省と当法人が有し、請負者による著作権者人格権及び、著作権の行使をしているため。	12	
平成20年度 鹿児島県警察学校のPFI方式による整備検討業務	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 岡本 博 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.10.20	PwCアドバイザリー(株) 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計法第29条の3第4項	2,982,000	2,940,000	98.6%		本事業は、現在、射撃場の要求水準変更に伴い、事業者と協議を行い、事業契約変更に向けての検討を行っている状況にある。上記の業者は、平成16年度から昨年度に至るまで、法務・財務系のアドバイザリー業務を5年間継続して行っており、本事業の内容を熟知している。また、昨年度においては、射撃場の要求水準変更についても継続的にその経緯を確認し、常に事業者との協議に参加している。当初、アドバイザリー業務を行うにあたっては、金融及び法務分野における専門的な知識及び技術を要することから、(1)経験、(2)技術力、(3)業務の実施方針及び手法などの観点からプロポーザル(企画提案書)の提出を求め上記業者と契約を締結したものである。本年度の業務は、16年度業務からの一連の継続的業務であり、前回業務の経緯を詳しく知る者(事業契約書の作成に携わった弁護士等を含む)以外には出来ない密接不可分の業務である。従って、本業務を円滑に遂行するためには、上記業者が唯一の契約相手と判断するものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成20年度 福岡国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 福岡国道事務所長 森山 誠二 福岡県福岡市東区名島3丁目24-10	H20.10.10	財団法人道路管理センター 東京都千代田区平河町1丁目2番10号	会計法第29条の3第4項	3,958,500	3,956,400	99.9%		本業務に必要な公益事業者の占用物件情報は、当該業者のみが各公益事業者より提供を受けており、そのデータを管理する「道路管理システム」は、当該業者が著作権を有しているため、他の業者では履行できない。	12	
平成20年度北九州国道管内道路・占用物件情報提供業務	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 北九州国道事務所長 後田 徹 北九州小倉南区春ヶ丘10-10	H20.10.3	財団法人道路管理センター 東京都千代田区平河町1丁目2番10号	会計法第29条の3第4項	2,946,300	2,946,300	100.0%		①公益事業者の占用物件情報(管径・出幅・深さ等)については、テロ防止の観点等から厳格なセキュリティが課されており外部には公開されていないが、当該システム構築のため(財)道路管理センターへのみ提供されているものである。②多種多様の公益占用物件が輻輳して収容されている大都市において、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び公益事業者が道路や占用物件等に関する最新の地図情報を用いて、上記業務の事務処理を迅速かつ的確に実施することができるのは官民共同で開発したデータベースシステムである「道路管理システム」のみであり、当該データベースの著作権は(財)道路管理センターが保有しており、他者に使用を許可していない。③北九州市内の占用物件等のデータベース情報を受け取るためには、(財)道路管理センターと契約しなければ、契約の目的を達することができない。	12	
平成20年度九州地方整備局管内交通事故分析データ作成業務	分任支出負担行為担当 九州技術事務所長 岩屋 信一郎 久留米市高野1-3-1	H20.11.10	(財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区麹町6-6	会計法第29条の3第4項	14,196,000	13,566,000	95.6%	4	(財)交通事故総合分析センターは、道路交通法第108条の13第1項において国家公安委員会から全国に一を限って交通事故調査分析センターとして指定された法人であって、警察庁が保有する特定情報である交通事故統計データの提供が受けられる唯一の機関であり、警察庁が提供する交通事故統計データと国土交通省が提供する道路交通センサスデータとを統合した交通事故統合データベースを作成している。統合データは、道路交通法第108条の17に定められたデータベースに該当し、(財)交通事故総合分析センターは統合データベースを扱うことができる唯一の団体である。従って、本業務は、統合データベースを集計・加工分析することができる同法人以外には実施することができず、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条4第3号により(財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
デジタル道路地図更新業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.10.28	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1丁目3番13号	会計法第29条の3第4項	24,843,000	24,360,000	98.1%	3	デジタル道路地図は、道路維持管理業務に必要な道路幅員、形状、他道路との接続状況、周辺データ及び交通量等がデータベース化されたものであり、官と民が分担して整備を行うことで、カーナビゲーションシステムや道路管理者の基幹システムに活用する重要な地図基盤である。本業務は、全国の道路に関するデジタル道路地図の内、北海道管内の道道以上の幹線道路に関するデジタル道路地図及び数値情報(データベース)の更新を行うものである。本業務を行うにあたっては、デジタル道路地図に関するデータの収集、加工、提供及び作成及び全国標準に関する専門的知識を有していることが必要である。(財)日本デジタル道路地図協会は、道路網及び道路地図に関する数値情報の調査研究を行うとともに、その標準化を推進し、これを広く普及すること等により、道路及び道路交通の情報化に貢献し、もって国民生活の高度化及び経済の活性化に資することを目的として設立された公益法人である。同法人は、デジタル道路地図に関する専門的知識に優れ、全国的及び世界的な動向、情報全般を把握しているとともに、官民の取り決めに基づき双方の負担により、作成・更新されている「デジタル道路地図データベース」の著作権を有しており、著作権者人格権の行使について意志表示していることから、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の法人であるため。	19	
妹背牛地区 換地計画委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.10.14	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	会計法第29条の3第4項	5,964,000	5,964,000	100.0%	—	本業務の遂行に当たり、事業計画に基づく換地計画の策定については、国営土地改良事業に係る換地関係業務取扱要領の「第2の5の(委託契約の締結)」において、都道府県知事と委託契約するものとされているため。	4	
篠津中央二期地区 篠津中央地域受益動向調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.10.31	篠津中央土地改良区 石狩郡当別町字金沢1363番地21	会計法第29条の3第4項	9,884,656	9,884,656	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、地権者の意向に十分配慮し包括的な調整が不可欠であるとともに、賦課台帳に基づく地域農業の実状を詳細かつ正確に把握し、本事業に対する十分な理解と知識を有すること、関連事業の進捗・整備状況及び私費整備箇所を把握していること、アンケート調査の実施にあたっては、受益農家の末端用水施設等の利用情報に精通していることが必要である。篠津中央土地改良区は、事業区域の大半を管理区域とし、本地区における特定の個人情報である受益者個々の土地利用面積等に関する情報が含まれる賦課台帳を所有し、関連事業の推進にも携わるとともに私費整備箇所にも精通し、本地区の農家の動向、地域実情を十分に把握しており、さらに、本事業の推進と各種調整にも携わっていることから、業務の正確性・迅速性の面からも、本業務を遂行することができる唯一の機関であるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
篠津中央二期地区 新篠津地域受益動向調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.11.4	新篠津土地改良区 石狩郡新篠津村第47線北13番地	会計法第29条の3第4項	3,119,710	3,119,710	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、地権者の意向に十分配慮し包括的な調整が不可欠であるとともに、賦課台帳に基づく地域農業の実情を詳細かつ正確に把握し、本事業に対しての十分な理解と知識を有すること、新・旧揚水機場の利用情報を有すること、アンケート調査の実施にあたっては受益農家の末端用水施設等の利用情報に精通していることが必要である。新篠津土地改良区は、事業区域の一部を管理区域とし、本地区における特定の個人情報である受益者個々の土地利用面積等に関する情報が含まれる賦課台帳を所有し、新・旧揚水機場の管理者であり利用情報を有していることや受益農家の末端用水施設等の利用情報にも精通し、本地区の農家の動向、地域実情を十分把握しており、さらに、本事業の推進と各種調整にも携わっていることから、業務の正確性・迅速性の面からも、本業務を遂行することができる唯一の機関であるため。	12	
樺戸地区外1地区 新十津川地域事業推進調整委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.12.24	新十津川土地改良区 樺戸郡新十津川町中央20番地9	会計法第29条の3第4項	3,010,325	3,010,325	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、受益面積の動向調査については、賦課台帳に基づく地域農業の実情を詳細かつ正確に把握していることが必要であること、受益農家説明会については、受益農家の意向に十分配慮し包括的な調整が不可欠であるとともに、農業水利施設等の現状を詳細かつ正確に把握し、本事業に対して十分な理解と知識を有することが必要である。新十津川土地改良区は、当該事業における新十津川町の事業区域全部を担当区域とし、特定の個人情報である賦課台帳を保有しており、受益地の変動を常に把握しているとともに、受益農家との繋がりがりや地理に精通しており、用排水路等農業水利施設の管理者である。また、長年に渡り地域における当該事業の推進団体として調整を行ってきた実績がある。このことから、本業務を遂行することができる唯一の機関であるため。	12	
樺戸(二期)地区外1地区 浦臼地域事業推進調整委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.12.24	浦臼土地改良区 樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地の15	会計法第29条の3第4項	3,011,081	3,011,081	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、受益面積の動向調査については、賦課台帳に基づく地域農業の実情を詳細かつ正確に把握していることが必要であること、地権者調整等と受益農家説明会については、受益農家の意向に十分配慮し包括的な調整が不可欠であるとともに、農業水利施設等の現状を詳細かつ正確に把握し、本事業に対して十分な理解と知識を有することが必要である。浦臼土地改良区は、当該事業における浦臼町の事業区域全部を担当区域とし、特定の個人情報である賦課台帳を保有しており、受益地の変動を常に把握しているとともに、受益農家との繋がりがりや地理に精通しており、用水路等農業水利施設の管理者である。また、長年に渡り地域における当該事業の推進団体として調整を行ってきた実績がある。このことから、本業務を遂行することができる唯一の機関であるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
樺戸地区外1地区 月形地域事業推進調整委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.12.24	月形土地改良区 樺戸郡月形町字表小柳町11番地2	会計法第29条の3第4項	3,003,756	3,003,756	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、受益面積の動向調査については、賦課台帳に基づく地域農業の実情を詳細かつ正確に把握していることが必要であること、地権者調整等と受益農家説明会については、受益農家の意向に十分配慮し包括的な調整が不可欠であるとともに、農業水利施設等の現状を詳細かつ正確に把握し、本事業に対して十分な理解と知識を有することが必要である。月形土地改良区は、当該事業における月形町の事業区域全部を担当区域とし、特定の個人情報である賦課台帳を保有しており、受益地の変動を常に把握しているとともに、受益農家との繋がりがりや地理に精通しており、用水路等農業水利施設の管理者である。また、長年に渡り地域における当該事業の推進団体として調整を行ってきた実績がある。このことから、本業務を遂行することができる唯一の機関であるため。	12	
妹背牛地区 農地集積・地域農業構造等調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.12.26	妹背牛町 雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地	会計法第29条の3第4項	1,585,535	1,585,535	100.0%	—	本業務の遂行にあたっては、農地集積状況現状調査を行うため、受益農家の土地利用・流動化状況や、担い手農家の確保・育成に係る現状を詳細かつ正確に把握していること、地域農業構造等状況調査を行うためには、地域農業の現状把握及び将来を見据えた農業に係る各種の地域構想・計画に精通していること、区画整理等整備計画の地元説明には地域構想に沿った区画整理等の整備内容について詳細な調整を行うことが必要である。妹背牛町は、利用権等設定状況及び農地移動など権利関係等の個人情報が含まれる農家基本台帳を有していること、将来の地域農業構造を見据えた行政の立場から関係機関等の情報に精通していること、本事業推進の調整窓口として、関係農業者に精通しており、区画整理等の調整を迅速・円滑に行うことが可能である。このことから、本業務を遂行することができる唯一の機関であるため。	12	
妹背牛地区 用排水路整備推進調整等委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.12.26	深川土地改良区 深川市西町10番36号	会計法第29条の3第4項	3,581,710	3,581,710	100.0%	—	本業務の遂行に当たっては、関係する農業水利施設等について施設の現況と受益者個々の現状を詳細かつ正確に把握していること、施設設計・工事内容・施設の利用並びに維持管理方法、及び事業に係る農家負担金について、受益農家との調整をきめ細やかに行うことが必要である。深川土地改良区は、当該事業区域を担当区域としていることから、個人情報に関わる組合員土地原簿や賦課台帳を保有し、用水系統・受益者毎の用排水施設の利用状況等を正確に把握しているとともに、受益農家との繋がりがりや地理に精通しており、用排水路の整備に係る円滑な地元調整、事業完了後の維持管理に向けた調整及び事業に係る農家負担金に係る調整が可能である。このことから、本業務を遂行することができる唯一の機関であるため。	12	
妹背牛地区 営農形態・経費削減状況等調査委託業務	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.12.26	北いぶき農業協同組合 雨竜郡妹背牛町字妹背牛382番地	会計法第29条の3第4項	1,187,126	1,187,126	100.0%	—	本業務の遂行に当たっては、事業実施前後の受益者個々の営農形態や経費削減状況等、個人情報を含めた包括的な調査が不可欠であり、受益農家の作物作付状況を常時把握していること、地域の作物作付計画について指導・助言に関与していることが必要である。北いぶき農業協同組合は、農業者への資金借付事務と一元的な集出荷を担い、個人情報を有する営農管理報告票等から受益地内における関係農家毎に営農形態、経費状況や作物作付状況を常時把握していること、地域の作物作付について農家への指導・助言を行っており、施工ヶ所に係る地元との作付け調整を円滑に行うことが可能である。このことから本業務を遂行することができる唯一の機関であるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
夕張シューパロダム 流域資産評価保存検討業務	山本茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.10.3	夕張市 北海道夕張市本町4	会計法第29条の3第4項	5,010,000	5,010,000	100.0%	—	業務処理能力を有する地元自治体との委託契約を行うため。	12	
上士別地区外1地区 土地改良施設状況整理等委託業務	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.12.8	てしおがわ土地改良区 士別市東4条3丁目1番4	会計法第29条の3第4項	2,901,150	2,901,150	100.0%	—	本業務は、国営農地再編整備事業「上士別地区」の事業計画策定と国営造成土地 改良施設整備事業「てしおがわ地区」の事業管理に資するため、てしおがわ土地改良区が管轄する農業用排水施設の維持管理状況及び賦課状況の把握と、上士別地区に係る用排水路整備年次計画策定における受益農家意向調査を行うものである。このため、当該土地改良施設の維持管理を行っている団体が保有・管理している土地改良施設台帳及び受益農家に係る賦課金の徴収に関する調書からの整理を行う必要がある。また、用排水路の施設整備年次計画策定に関しては、受益農家及び支線組合との調整を行うため、施設の管理状況を把握している必要がある。てしおがわ土地改良区は、農業生産の拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、関係農家を構成員として土地改良法に基づいて設立された公的法人である。賦課台帳及び施設の維持管理等の特定の情報については、各事業の受益農家を構成員とし、賦課金の徴収及び施設管理を一元的に行っている当該土地改良区のみが有している。当該土地改良区は本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たしている唯一の機関であるため。	12	
富良野盆地地区外 営農推進調整等委託業務	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.12.19	ふらの農業協同組合 北海道富良野市朝日町3番1号	会計法第29条の3第4項	1,601,250	1,601,250	100.0%	—	本委託業務は、国営農地再編整備事業「富良野盆地地区」の工事実施に向けた作付け調整と、国営かんがい排水事業「ふらの地区」の計画変更に向けた基礎資料を整理し事業管理を図るものである。富良野盆地地区に関しては、来年度工事着手に向けて富良野地域全体の作付けを把握したうえで、各集落毎に作付け調整・受益者調整を行い円滑な事業遂行に資するものである。このため、地域の営農や農家個々の作付実態を十分に把握していることが必要である。ふらの地区に関しては、計画変更に向けた基礎資料として、地区内受益地における作付実態を集落毎に整理するとともに、過去3カ年分の指定品目について作付単価及び取扱量調査を行い整理するものであり、当該地域における打合せ調整・調査内容について十分な理解と知識を有し、地域の農業者の実情に精通していることが必要である。ふらの農業協同組合は、富良野市、中富良野町の営農計画・営農指導を行い、作付け実態を十分把握していると、富良野盆地地区及びふらの地区の受益農家を組合員とし、組合員の営農に関する特定の情報を営農計画書等により管理している唯一の機関であるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ふらの地区外 事業管理基礎調査等委託業務	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.12.19	富良野市 北海道富良野市弥生町1番1号	会計法第29条の3第4項	2,042,000	2,042,000	100.0%	—	本委託業務は、国営かんがい排水事業「ふらの地区」の計画変更に向けた基礎資料として、受益地積調書の確認、地下水利用状況実態調査、洪水被害状況実績調査、農業機械所有状況調査を行うものである。また、国営農地再編整備事業「富良野盆地地区」においては、来年度の工事着工に向けて工事要望聞き取り打合せ、工事箇所調整打合せ等を行い、受益者及び関係機関相互の調整を図る必要がある。国営総合農地防災事業「空知川地区」においては、来年度の工事着工に向けての発生土仮置場を選定し地元調整を行うとともに、空知川頭首工建設予定地周辺における地下水利用実態調査を行い事業推進を図るものである。このため、調査にあつては、当該地域における整理内容について十分な理解と知識、地域農業者及び農地の権利関係の実情に精通していることが必要である。富良野市は、関係農業者の情報に精通しているとともに、特定の情報に関する基礎資料を有する行政機関である。よって、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の機関であるため。	4	
富良野盆地地区外 事業推進調整等委託業務	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.12.19	中富良野町 北海道空知郡中富良野町本町9番1号	会計法第29条の3第4項	4,151,000	4,151,000	100.0%	—	本委託業務は、国営農地再編整備事業「富良野盆地地区」の工事実施に向けた工事要望・工事箇所の調整と、国営かんがい排水事業「ふらの地区」について、計画変更に向けた基礎資料の調査・整理を行い、事業管理を図るものである。富良野盆地地区については、来年度工事着手に向けて地区全体の整備水準を把握したうえで、工事要望聞き取り打合せ、工事箇所調整打合せ等を行い、受益者及び関係機関相互の調整を図る必要がある。ふらの地区については、計画変更に向けた基礎資料として、受益地積調書の確認、農業機械所有状況調査を行い、事業管理を図ることとする。中富良野町は、地域のほ場の整備水準等を十分把握しており、当該地域における整理内容について十分な理解と知識を持ち、地域農業者及び農地の権利関係等、特定の情報を有する唯一の機関である。よって、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の機関であるため。	4	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
空知川地区外 施設現況調査等委託業務	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.12.19	富良野土地改良区 空知郡中富良野町丘町7番18号	会計法第29条の3第4項	26,187,000	26,187,000	100.0%	—	本委託業務は、国営総合農地防災事業「空知川地区」の受益に係る用水施設の維持管理計画の検証のための調査と、国営かんがい排水事業「ふらの地区」の計画変更に向けた基礎資料の調査・整理と、国営農地再編整備事業「富良野盆地地区」の工事実施に向けた工事要望・工事箇所の調整を図るものである。空知川地区については、空知川地区の着工を契機に、地区受益に係る用水系統を賦課台帳等から整理し、維持管理計画の検証を行うための基礎資料とする。ふらの地区については、計画変更に向けた基礎資料として、賦課金、賦課台帳等から造成施設の維持管理状況、受益地の権利移動状況調査を行い、事業管理を図ることとする。富良野盆地地区については、来年度工事着手に向けて地区全体の整備水準を把握したうえで、工事要望を聞き取り、工事箇所の賦課金を考慮した調整打合せ等を行い、受益者及び関係機関相互の調整を図る必要がある。このため、左記の者のみが所有する賦課金、賦課台帳等の特定の情報等を中心に調査・整理を行うものであり、関係機関と連絡調整及び施設の維持管理を継続して行っている団体であるとともに、当該地域における調査内容について十分な理解と知識を有し、地域農業者からの信頼を得ている必要がある。左記の者は、農業生産の拡大及び農業構造の改善に資することを目的に、関係農家を構成員として土地改良法に基づいて設立された公的法人であることから、本業務を遂行する上で必要とされる条件を満たし、業務実施能力を有している唯一の機関であるため。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
天塩川サンルダム建設事業の内 サンルダム周辺整備計画委託業務	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H21.1.23	下川町 北海道上川郡下川町 幸町63番地	会計法第29条の3第4項	3,210,575	3,210,575	100.0%	—	本業務は、「サンルダムの建設に関する基本計画」が変更告示(平成20年6月18日)されたことに伴うダム湛水区域の変更を踏まえ、ダム管理区域の有効活用について地域の要望をとりまとめ、サンルダム周辺整備計画(案)を修正するものである。また、今後のダム工事に伴い排出される二酸化炭素の削減を目的とし、ダム湛水地上流域の有効活用を検討し、地球温暖化に対し貢献を図るものである。本業務の履行にあたっては、以下の条件を満たすことを必要とする。① サンルダム周辺整備計画(案)を作成するにあたり、様々な立場の住民や団体からの要望を踏まえ検討する必要があることから、幅広い人的ネットワークを有し、特定の利害から中立であること。② サンルダム周辺の営農状況や企業の周辺開発動向などについての最新の情報(個人情報を含む)を把握していること。③ 自然エネルギー等を活用して、温室効果ガスを削減する「カーボンオフセット」など低炭素社会構築に向けた取り組みを熟知していること。地元自治体である下川町は、日常の行政を通じて、営利企業から独立した立場として、町内各界の有識者と人的ネットワークを有しており、以前よりダムの地元調整に携わり、サンルダム事業の内容と経緯について熟知している。また下川町は、円滑なサンルダム周辺整備計画を進めるため、旭川開発建設部とサンルダム周辺整備に関する意向調査及び関連情報の収集に係わる委託協定書を締結している。下川町は、循環型林業経営を基盤とし、森林バイオマスの総合的な利活用と地域住民との協働運動による、二酸化炭素の削減や快適な生活環境を結びつける先進的な取り組みを実施しており、今年度、全国82件の中から、温室効果ガスの大幅な削減、先進性・モデル性、地域適応性、実現可能性、持続性を評価され、選定基準を満たしている6団体として「環境モデル都市」に選定されたところであり、下川町は本業務に必要な条件及び履行能力を有する唯一の者であるため。	4	
北見中央地区 受益面積等調査委託業務	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.10.6	北見土地改良区 北海道北見市桜町2丁目95番地	会計法第29条の3第4項	1,235,850	1,235,850	100.0%	—	本委託業務は、国土土地改良事業地区調査「北見中央地区」の調査計画の基礎資料として、河川協議(事前協議)等を進めるうえで必要となるデータを整理するため、調査を行うものである。本業務については、北見土地改良区が管理している水田賦課台帳及び水利施設情報を基に調査を行うため、北見土地改良区が唯一把握・管理する組織であり、個人情報を含む調査を行うことから、北見土地改良区に委託するものである。	12	
雄武中央(二期)地区 農業構造関連調査委託業務	鎌田 貢次 網走開発建設部 網走市新町2丁目6番1号	H20.10.10	雄武町 北海道紋別郡雄武町 字雄武700番地	会計法第29条の3第4項	4,914,000	4,914,000	100.0%	—	本委託業務は、国営かんがい排水事業「雄武中央地区」の事業推進にあたり、効率的かつ円滑な事業執行を進める上で、雄武町に係る農政関係の状況把握(農地流動化の状況、農地所有状況)及び雄武ダム、用水路施設の管理を委託するものである。本業務の遂行にあたっては、雄武町(農業委員会含む)が保有・管理する個人情報を含む資料を使用するとともに、調査成果品にも個人情報を含むものであること、また、雄武ダム及び用水路施設の供用にあたって将来の管理予定者であることから施設の点検、管理を雄武町に委託するものである。	12	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
交通事故の集計データの提供	支出負担行為担当官 本田 勝 自動車交通局 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	H21.2.13	(財)交通事故総合分析センター	会計法第29条の3第4項	4,089,576	2,832,375	69.3%		本業務は、道路・交通環境、車両、傷害状況等を含めた総合的な観点から交通事故の予防に向けた車両の安全対策を検討し、かつ、車両の安全対策に係る規制を拡充・強化するにあたって、事前に規制の効果評価を定量的に把握するため、自動車事故の実態が的確に反映された交通事故の集計データの提供を受けるものである。 (財)交通事故総合分析センターは、道路交通法第108条の13で「交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査研究等を行うことにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された」法人として国内で唯一指定されている法人であり、警察庁・都道府県警から交通事故データを、国土交通省から車両の登録データ等の提供を受け、それらのデータを統合し、総合的な交通事故分析を行うための統合データベースを構築している。 以上により、同センターは、本業務を遂行する能力を有している唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項の契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。	12	
NACCS(港湾サブシステム)利用	須野原 豊 港湾局 千代田区霞が関2-1-3	H20.10.1	輸出入・港湾関連情報処理センター(株)	会計法第29条の3第4項	—	964,710,335	—		輸出入・港湾関連情報処理センター(株)は、港湾法50条の2第6項第1号の規定により、国土交通大臣が管理する唯一の電子情報処理組織として指定されている、港湾サブシステムを開発・運営する唯一の業者であるため。	1	
平成20年度運輸多目的衛星新1号APSパラメータ検証業務請負	支出負担行為担当官 前田 隆平 航空局 千代田区霞が関2-3-1	H21.1.30	SpaceSystems/Loral 米国カリフォルニア州	会計法第29条の3第4項	4,541,610	4,400,000	96.9%		本業務を実施するために必要な技術情報の開示は、米国防務輸出規制法の規制を受けていることから、その技術情報の開示は製造業者のみが米国防政府より許可されているため。	2	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3 778	H20.10.17	新潟冷蔵(株) 新潟市江南区茗荷谷7 11	会計法第29条の3第4項	3,943,371	3,943,371	100.0%		作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3 778	H20.11.28	新潟県知事 新潟市中央区新光町4 -1	会計法第29条の3第4項	1,095,355	1,095,355	100.0%		作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3 778	H20.12.16	新潟冷蔵(株) 新潟市江南区茗荷谷7 11	会計法第29条の3第4項	2,000,260	2,000,260	100.0%		作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3 778	H21.1.8	新潟県新潟地域振興局 新潟港湾事務所 新潟県北蒲原郡聖籠町東港4-1214	会計法第29条の3第4項	1,087,500	1,087,500	100.0%		作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 吉田秀樹 新潟市中央区入船町4-3 778	H21.1.27	新潟冷蔵(株) 新潟市江南区茗荷谷7 11	会計法第29条の3第4項	2,827,558	2,827,558	100.0%		作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
金沢港湾・空港整備事務所庁舎借上	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	H20.10.7	金沢市農業協同組合 金沢市松寺町末59番地1	会計法第29条の3第4項	1,419,566	1,412,654	99.5%		立地、経済的な条件により庁舎用に借り上げた物件であり、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 田中知足 金沢市大野町4-2-1	H20.10.7	石川県港湾土地造成事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	2,612,350	2,612,350	100.0%		作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地4,789.45㎡使用料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所 北九州市門司区西海岸1丁目4-40	H20.11.18	北九州市 北九州市小倉北区内1-1	会計法第29条の3第4項	170,226,617	170,226,617	100.0%		当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地5,900㎡使用料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所 宮崎市港1-16	H20.12.5	宮崎県 宮崎市橘通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	904,652	904,652	100.0%		当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
志布志港新若浜地区野積場5,060㎡使用料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 志布志市志布志町帖6617-182	H20.11.28	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,123,320	1,123,320	100.0%		当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
志布志港外港地区野積場5,320㎡使用料	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局志布志港湾事務所長 九州地方整備局志布志港湾事務所 志布志市志布志町帖6617-182	H20.12.19	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,962,760	1,962,760	100.0%		当該場所で行えば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
平成20年度青森空港ILS施設等除雪工事	支出負担行為担当 官 東京航空局 野間 清二 東京都千代田区九段南1-1-15	H20.12.5	青森県青森市 鹿内・阿部・西田・木村・除雪作業共同企業体	会計法第29条の3第4項	31,462,068	31,000,000	98.5%		新たに契約する場合に比べて空港管理者(地公体)が競争入札により発注した工事の請負者に委託する場合の方が有利な価格で発注することができるため。	14	
能登空港無線施設除雪作業	分任支出負担行為担当 官 中部空港事務所 三浦 勉 愛知県常滑市セントレア1-1	H20.11.28	昭和建設(株)	会計法第29条の3第4項	2,383,363	2,179,800	91.5%		能登空港は三種空港であることから、その設置管理は石川県が行っている。県の管理する空港施設(滑走路、誘導路、エプロン等)の除雪工事と航空局が管理する無線施設の除雪時間帯が競合することから、県が発注している空港の除雪契約請負業者(昭和建設(株))との間で無線施設除雪契約を締結することにより、作業時間の短縮、経費の削減に加え、除雪工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保することができる。以上の理由から、競争に付することが不利と認められるため随意契約を締結したものである。(会計法第29条の3第4項)	14	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令